

第三八回

参第二五号

夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律の一部を改正する法律 (案)

夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律(昭和三十一年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第六条中「夜間課程を置く」を「夜間学校給食を実施する」に、「開設に必要な施設又は」を「実施に必要な施設及び」に、「一部を補助することができる。」を「二分の一を補助するものとする。」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 国は、夜間学校給食を受ける生徒に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、前条第二項の規定によりその負担する経費の十分の八を補助するものとする。

附 則

- 1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。
- 2 この法律施行前の開設に係る夜間学校給食のその開設に必要な施設又は設備に要する経費に対する補助に関しては、なお従前の例による。
- 3 国は、この法律による改正後の夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律第六条第二項の規定にかかわらず、夜間学校給食を受ける生徒に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律第五条第二項の規定によりその負担する経費につき、昭和三十七年度においては十分の六、昭和三十八年度においては十分の七を補助するものとする。

理 由

夜間学校給食の施設設備費の二分の一、夜間学校給食費の十分の八を国が補助することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、昭和三十七年度において約三億三千万円の見込みである。